

6月1日に滋賀県能登川町で開かれた「日本共産党 食と農のつどい」で紙智子議員に対して会場から出された質問について、お答えします。(紙智子事務所)

Q1

- ・米価の決まる過程がわからない。紙議員が第三者委員会のような組織に言及していたように思うが、生産者にも消費者にも納得のいく価格になることを望む。
- ・トレーサビリティが機能していれば、流通障害がどこで発生しているのかがわかるのでは。

A1

かつては、お米の価格は国が決定する制度となっていました。食糧管理法に基づき、国が米の価格の安定と供給に責任を持ち、生産者から高く買い上げ、消費者には安く供給する仕組みとなっていました。しかし、この食糧管理制度に必要な財政負担を嫌がった政府自民党によって食糧管理法は1995年に廃止され、自由に米の売買を可能とする食糧法が成立しました。以降も米の価格の安定に対する国の関与を段階的に廃止してゆき、計画流通制度の廃止も廃止されて、米の価格は完全に「市場任せ」となりました。

いま、小泉農相は米卸の利益増をやり玉にあげるなど、犯人捜しに加担しています。しかし、価格が上昇する局面で中間業者の利益が出るのは当たり前であり、米卸が不当な利益を上げていたのではありません。それどころか、お米を売り惜しんだりため込んだりして価格を釣りあげることも可能な仕組みにしたのは紛れもなく政府・自民党であり、ひどいマッチポンプだと思います。

したがって、今の米価が決まる過程は何かと言えば、好き放題の自由市場、売った買ったの相場によって決まるとしか言えません。

とはいえ、基本的には、需要に対して供給量が足らなければ高騰し、過剰になれば下落することになります。今回の高騰も、お米の供給量が不足していたからでした。お米の流通業者は、多くが学校給食、病院、福祉施設、外食・中食産業などの取引先と年間を通じて一定数量をコンスタントに供給する契約を結んでいます。ところが、その供給に十分なお米を仕入れることができません。そこで、他社より値段を上げてあちこちに取引を持ち掛けることになります。そうして、何とか高値で仕入れたお米を契約先に供給すると、スーパーなどに回すお米がなくなってしまいます。小売店舗での不足と価格の高騰はこうして起きました。

ただし、お米の大きな特徴として、価格の上下が極端になるという特質があります。なぜそうなるかということ、一般の商品であれば、価格が上がれば消費が落ちて、価格が下がれば消費が増えることになるのですが、お米は主食ですから、価格が上がってもごはんは食べないといけません。価格が下がっても、胃袋の数は決まっていますから、消費はそれほど増えない。価格が上下しても、消費量があまり変わらないのです。ですから、市場の調整機能が働きにくく、価格が上がる時は際限なく上がり、下がる時は際限なく下がります。これを「需要に対する価格の弾力性がない」という言い方をします。だからこそ、国が価格の安定に責任を持つべきなのです。

なお、紙議員が指摘した第三者委員会のような組織は、フランスの国の調査機関である「食品の価格とマージンに関する観測所」のことかと思います。農家の生産コストや農家の家族

も含めた労働報酬、加工・流通で乗せられるマージンや小売価格を詳細に調べる大規模な機関で、国会に報告書を提出しています。小泉農相は「米の流通はブラックボックスだ」と述べましたが、実態をわからなくしたのはまぎれもなく政府・自民党です。日本のお米の農家がずっと赤字だったことを考えれば、農家がちゃんとお米を作り続けられる価格で取引されているかをきちんと調べる組織が日本にも必要だと考えます。

Q2

都市農業に対してはどのような対策が考えられるか。

周辺の宅地化により農地が宅地並み課税されている。対策は。

A2

都市農業基本法は都市内の農地を積極的に「保全すべき」であることを明確に打ち出しています。にもかかわらず、市街化区域内の農地に対する固定資産税、相続税は宅地並み評価が基本となっているため、減少に歯止めがかかりません。都市の農地にたいする課税評価を、現に農業が営まれている農地は農地評価を基本にするべきです。農地に準じた課税を農作業場や屋敷林、市民農園などにも拡大するべきです。また、都市内の農地の基盤整備、直売所の設置、地産地消、学童農園、体験農園、農業ボランティアなどの取り組みを強力にバックアップするべきです。

Q3

・転作用の農機具の補助金を受けたので転作の拡大を義務付けられている。米不足なのに転作せざるを得ないのか。

- ・国は今年の生産量を予測しているのか。
- ・今年の粳種で増産が可能なのか。

A3

まず、麦大豆のコンバインへの補助事業は「麦大豆生産技術向上事業」ではないかと思われます。転作を必須要件としているわけではありませんが、以下の縛りがあります。

- ・成果目標で作付面積の拡大を選んでいる場合は拡大する必要がある。ただし、目標年度が先なら、目標年度に達成すればよいので、すぐに拡大する必要はない。
- ・成果目標の中に作付面積の拡大を選んでいなくて、加算ポイントで主食用米の作付削減を今年度申請している場合、も拡大する必要がある。
- ・成果目標の中に作付面積の拡大を選んでいなくて、加算ポイント昨年以前に導入したときは、拡大しなくても大丈夫。

(農水省農産局穀物課 03-3502-5959 ヤマザキさん担当)

そのうえで、現時点での米の需給について説明します。

米不足は、昨年、一昨年の需要に対する生産の不足により、民間備蓄が継続的に減少し続け、昨年6月末の在庫が153万トント、適正在庫量180-200万トンをはるかに下回る水準にまで落ち込んだことが原因です。そして、価格が高騰したにもかかわらず、昨年の6月以降も需要量、消費量が落ちている様子はありません。

ただ、江藤大臣が競争入札で放出した備蓄米31万tと、小泉農相が矢継ぎ早に放出した随意契約の50万tを合わせると81万tに達します。さらに小泉農相は主食用のミニマムアクセス米の入札の6月前倒しを表明しましたから、9月には市中に流通することになります。また、ミニマムアクセス外の一般輸入米も急増しています。これらを合わせると、6月末の民間在庫量は適正在庫量を大きく上回る可能性があります。

さらに、今年秋の生産量の見通しも719万tと昨年の679万tから大きくふえるとされており、まさに小泉農相の言う通り、「じゃぶじゃぶ」の状態になると思われます。(粳種をやすやすと増やせないで、飼料用や加工用を含めた全体の数量は増産になっていません)

その状態が、生産者価格にいつどのように影響するかはわかりませんが、懸念が広がっていることは事実です。主食用米の拡大を考えるうえで考慮が必要だと思えます。

Q4

全農が購入した備蓄米をもっと早く出せない理由は。

A4

江藤農相時に入札で放出した備蓄米は、9割以上が全農により落札されました。これは全農が「買い占めた」というより、「集荷業者（JA）の集荷率の低下」を米高騰の原因とする政府の立場に沿って、全農しか入札参加できないよう、数量や買戻しなどの入札条件を農水省が設定した、ということです。

JA全農は、落札した備蓄米のうち、卸売業者への出荷が5月22日までに全体の5割を超えたと発表しましたが、依然としてかなりの割合が全農に残っています。なぜこうなるのか。理由は複合的です。

自分がJAの職員で、備蓄米を商流に流す仕事を引き受けたと考えてみれば、想像ができるのではないかと思います。まず農水省との事務手続きを終え、引き渡されて職場の倉庫に搬入されたところからスタートしてみます。

まず売り先を探すことになり、普段の取引先に持ち掛けます。取引先である米卸は、備蓄米がどんな品質のものか、現物を見せてくれと言ってくるでしょう。その後いくらで取引するか、数量はどうするか、配送の方法をどうするか、支払いの金額と方法はどうかを話し合います。そこで1社と話がついたとしても、引き受けた備蓄米を全量買い取ってくれるわけではありません。同様の商談を多数の会社に持ち掛けることになります。

さらに、話がついた会社から順に搬送の手配をしなくてはなりません。ところが、トラック業界は慢性的な人員不足に陥っており、普段の運送業務以外に新しく配送ルートを担ってくれる業者を探すのは至難の業になっています。お米の運送にもノウハウがありますし、米専門の運送業者は普段の配送でスケジュールがいっぱいです。何より、10万tというオーダーは、単純計算で5トントラック2万台分です。トラックドライバーの2024問題もあり、そんな余裕は日本の運送業界にはありません。

なんとか米卸に現物が届いたとして、今度は商品化に向けた作業が必要になります。まず、精米です。米卸業者は、お米の需要先に年間を通じてコンスタントにお米を供給する役割を担っており、精米機はそのために常時稼働しています。それ以外に精米をするとすると、稼

働時間をやりくりするしかありません。

また、食味の落ちた備蓄米を食べやすいよう、どの程度銘柄米とブレンドしたらよいかを検討し、商品名を考え、消費者向けの5キロ・10キロの袋のデザインを考えて発注し、届いた袋に詰める作業を行ったあと、小売に向け出荷します。そこで今度はそれを売ってくれる小売を探すことになり、そうするとまた、運送業者を探すことになります。

これらを考えれば、各プレイヤーがどれだけ急いだとしても、数か月はかかるのではないかとされています。

さらに、全体的な傾向として、政府備蓄米の倉庫が偏在していることも指摘されています。備蓄米の倉庫が北海道や東北に集中しているため、九州・沖縄や中四国など遠隔地への輸送には、より時間とコストがかかります。

また、備蓄米が全農から卸売業者、小売業者と多段階の流通経路をたどることが流通の遅れにつながっていると指摘されています。しかし、お米は全国民が様々な場所で、毎日コンスタントに消費し続ける主食です。学校や大企業の社食など、トン単位で消費する組織もあれば、週に100キロずつ消費する中華料理屋だったり、1か月に数十キロしか売れない小さい商店もあります。これらのニーズに応じてあまねく継続的に届けるには、大中小様々な卸業者が地域ごとに多様に存在していることがどうしても必要であり、多段階の流通構造は必然です。

むしろ、政府は買い受けた集荷業者に対して、販売状況を隔週で報告するよう義務付けており、業者に義務付けている事務手続きが遅れを招いている可能性もあります。

Q5

共産党の「物価高騰から暮らしを守る緊急提案」になぜ米問題が入ってないのか。

A5

米問題に対する政策は、別途公表いたします。

Q6

紙議員はなぜ参議院選挙に出馬しないのか。

A6

紙議員は今年で70歳になりますが、今なお農政を中心に精力的に活動しております。ただ、紙議員は「私がいつまでもいたら、畠山和也（参議院比例候補）をはじめ若い後継者が活躍する場が狭まる」と考えており、引退を決意いたしました。

Q7

食管制度を復活させようと考えているのか。

A7

A1で回答した通り、米の流通を完全に「市場任せ」にしてしまったことは誤りだったことが、今回の不足と高騰で改めて証明されたと思います。ただ、食管制度の廃止から30年が経過し、米の流通にかかわる事業者がこれほど増えた現状で、かつてのような制度をその

まま復活させることが果たして現実的なのか、という問題があります。

そこで、日本共産党としては、まず生産者には需要の見通しギリギリに生産調整するのではなく、余裕をもって生産してもらうこと、そのうえで備蓄米を大きく増やし、政府買い上げと放出によって一定程度価格をコントロールすること、それでもコントロールしきれず価格が低下した場合は、政府が不足分を補填することを考えています（価格保障）。

さらに、農産物の生産や販売量とかかわりなく、耕作面積や家畜単位など一定の基準で農家の所得を補償することで、農業の多面的な機能の発揮、条件不利地での営農を補償する政策を採用します。現行の中山間地域等直接支払いや環境支払いなどはこれにあたりますが、不十分であり大きく充実させる必要があります（所得補償）。

Q8

政府は効率化、大規模化を進めているが、弊害があるのではないか。

A8

比較的平らな農地がまとまってある場所であれば、大規模化・効率化も可能だと思いますが、日本の耕地の4割は中山間地です。不整形の田んぼ1枚ごとに段差がある集落が大量にあるのが現実です。

政府は長年にわたり生産性を上げようとする人「だけ」応援する政策を続けてきましたが、その結果、小さくて、分散的で、それでも日本の自給率をなんとか支えている農地農業農村は著しく疲弊し、後継者が現れない事態が進展しました。今回の米不足は、政府の減反だけが原因ではなく、農村の疲弊も大きな原因です。

効率化の努力ができるところは推奨するとしても、そう簡単にできないところも維持できるように国民みんなで支えるべきです。自給率上げている国はどこもやっています。

さらに言いますと、経済合理性だけで農業は語れないと思います。農業は生活だし、生業だし、文化的な営みです。いま多くの若い人がどういう気持ちで農村回帰しているのかと言えば、自然と調和し、自然の中で豊かな気持ちで生活したいと思っているからです。農家のそういうマインドがあってこそ、苦しい農作業もずっと続けられるんだと思います。

小さい農家も、自給的農家も、兼業農家も、半農半Xも、大事な農業の担い手として位置づけ、政府の支援を行うことが必要です。

Q9

若者が就農しやすい社会にするにはどうしたらいいか。

A9

基幹的農業従事者は2000年の240万人からいまや111万人と半減してしまいました。農村では、1年間に8万人が離農するいっぽうで、新規就農者は3万人にとどまっています。農水省は、2040年に基幹的農業従事者が30万人になると予想しており、このままでは、国産の食料を供給すること自体ができなくなっていくことは確実です。

農水省は、新規就農者を増やす目標を持っておらず、新規就農者が増えない要因の分析も不十分です。

福島県では、農地確保、営農指導、住宅確保、資金調達、販路確保などを解決するワンストップサービスを行い、新規就農者を増やしています。福井県若狭町は新規就農支援のための農業法人「かみなか農楽舎」を設立し、卒業した新規就農者が町内の農地の15%程度を担うまでに至っています。こうした事例に学び、国として農業高校や大学校、農学部の学卒者や親元就農、定年帰農者をはじめ、多様な新規就農者への総合対策を進めるべきです。

そのために必要なことは、まず前提として、農家が農業で十分に安心して生活できる収入を、国が保障することが必要です。そのうえで、新規就農対策に大規模な予算を措置することが必要です。

Q10

- ・基幹的な農作物の自給率を向上させる政策はどう考えるか。
- ・減反緩和が言われているが、自給率の向上のためには麦大豆の生産も必要なのでは。

A10

全体のカロリーベース自給率を大きく下げている基幹的な農作物は、小麦、油脂類、飼料です。小麦は18%、油脂類は4%、畜産飼料は17%しか自給できていません。

米は表向き100%となっていますが、実はミニマムアクセス米を77万tも輸入しており、実態としては100%ではありません。義務でもない全量輸入を続ける国の姿勢を改めるとともに、WTO協定の見直しが必要です。

小麦に関しては、大量かつ均一の輸入麦を使いなれた製粉会社等が、国内麦は品質にばらつきがあり供給も不安定だとして引き取らないため、自給率が低い国産小麦が産地で売れ残るといった事態がしばしば生まれています。まず、国家貿易品目である麦の輸入は、内麦優先の原則を貫き、国産の増産に見合って削減する必要があります。また、麦・大豆などの一定量を政府の責任で備蓄するとともに、地場の中小製粉工場の立地を支援し、製粉メーカーが国内産を優先的に使用するか、国産麦を外麦と一体で使用するよう誘導すべきです。さらに、麦・大豆・ソバ・ナタネなどの増産を生産技術・流通・需要の面から支援すること、国産麦を活用したパンや加工品の学校給食での採、米粉の生産コストの低減や製造施設、需要開拓が重要です。

油脂類の大きな問題はパーム油です。アブラヤシ農園の開発による熱帯林の減少、野生動物の生息地の破壊、泥炭地の開発による温室効果ガスの排出などが問題となっています。また、森林伐採や農園開発における強制労働や児童労働、低賃金、劣悪な労働環境などが指摘されています。日本では、パーム油は食品メーカーや外食産業で広く使われており、パッケージには「植物油脂」と表示されているため、一般消費者はパーム油入りかどうかを判別することが難しくなっています。米ぬか、なたね、落花生、椿などの国産原料の生産拡大と強力な支援が重要です。

濃厚飼料の自給率向上のためにカギとなるのは、飼料用米です。牛には比較的使いにくいですが、養鶏・養豚には広く活用できます。主食用米と比べ販売価格が大きく下がるため、生産コストに見合う政府の支援が欠かせません。財務省は国産の飼料用米への補助金を問題視し、予算のカットを提案していますが、自給率を引き下げ、食料安全保障をないがしろに

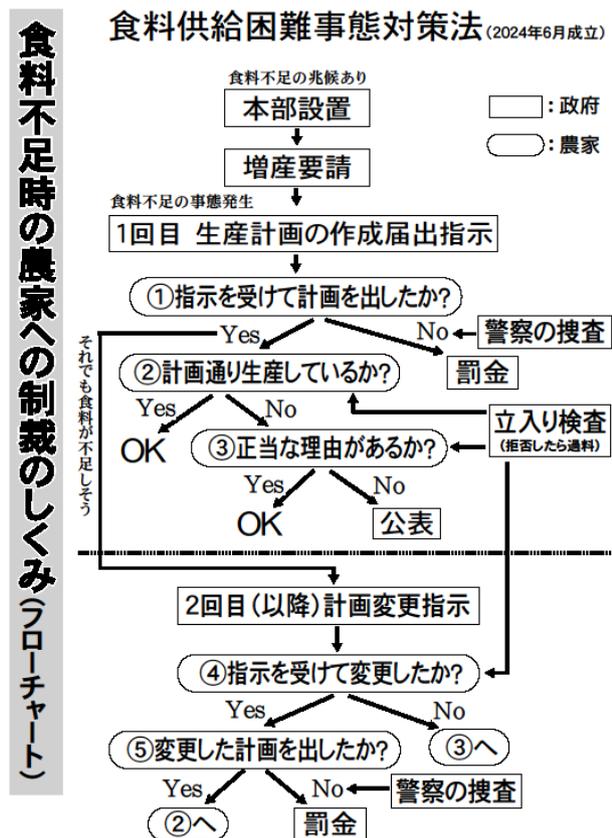
する亡国の政策です。

Q11

戦時食糧法（食料供給困難事態対策法）は、離農した農家にも及ぶのか。

A11

今のところ及ぶことはないが、及ぶ可能性が全くないわけではありません。



上記のフローチャートの「増産要請」や「生産計画の作成届出指示」の対象は、「農林水産物生産業者」および「農林水産物生産可能業者」となっています。

このうち「農林水産物生産可能業者」は、「食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針」の中で、「主務省令上、当該措置対象特定食料等以外の農林水産物の生産の事業を行う者であって、気象条件、地理的条件その他の自然的条件を考慮して、現に利用することができる土地、施設、設備、機械、技術その他の経営資源を活用することにより当該措置対象特定食料等の生産をすることができる者」とし、「そのため、例えば専ら自家消費を目的とし小規模に農林水産物の生産を行っているものの、事業としてその生産を行っていない者や、樹木の伐根や施設の撤去を行わなければ当該措置対象特定食料等を生産できないような者は該当しない」とされています。

ただし、これは法律に書かれている条文ではなく、単なる閣議決定でしかないため、閣議決定一つで変更可能なものです。政権の意向一つで対象にされることも可能になっている制

度と言えます。

Q12

輸入米の安全性は？ネオニコやポストハーベストはどうなっているか。

A12

農林水産省によると、米国産のミニマムアクセス米については、農水省が残留農薬、アフラトキシン（カビ毒）、重金属など、食品衛生法の基準を輸入時にクリアすることを義務付けています。また、ポストハーベスト薬物は使用を禁止しています。精米での輸入ですが、乾燥させて精米で輸入しているため、劣化しないとのことでした。市場販売する際も、倉庫から出すときに全量検査しています。実際のところカリフォルニア州の農薬規制は日本よりもはるかに厳しいため、残留農薬が出てきたことはないし、アフラトキシンも出たことがないとのこと。

ミニマムアクセス枠外の輸入に関しては、厚労省の食品検疫で一般的なモニタリング検査が行われています。しかし、モニタリング検査は検査率が数%の抽出の検査なので、残留農薬やアフラトキシンがあっても検疫を通り抜けて販売されてしまう可能性があります。

Q13

国営土地改良事業で、スマート農業対応の圃場整備が行われているが、これは農家にとってプラスかマイナスか。

A13

個別の土地改良事業が農家にとってプラスかマイナスかは、地域や個々の農家の事情によって変わると思います。またスマート農業の是非についても、導入機器や価格、農家の要望や規模によって違うと思います。

ただし、スマート農業に関する政府の姿勢については問題を感じています。政府は、農業従事者の急激な減少を対策のしようがない自然現象であるかのように描き、生産基盤の維持のためには人手を省けるスマート技術を使うしかないという考え方をしています。誰もいなくなった農村でロボットだけが遠隔操作で農作業をしているといった机上の空論を描いたりしていますが、あまりに非現実的です。農業従事者減少の根本的な原因に手を打たないまま、このような弥縫策が奏功するはずありません。

また、高額な農業機械の導入が、農家の負債の一層の増大につながりかねない点も問題です。それよりむしろ、20年前と比べ2倍から3倍に高騰している農機具の価格低減を推進すべきです。農機具メーカー1位のクボタは、内部留保をこの5年でも5935億2400万円も積み上げ、総額1兆8323億4800万円にも達しています。

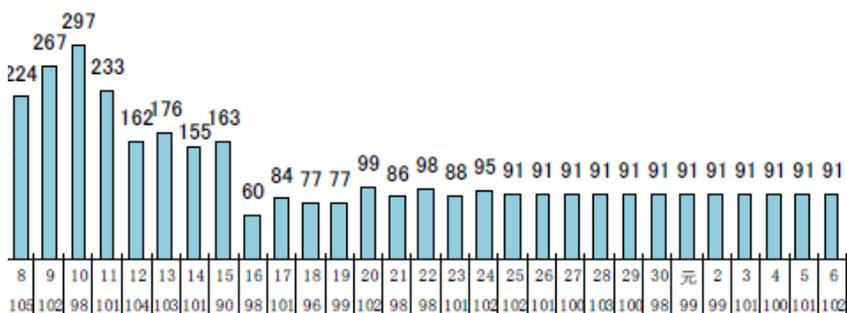
スマート農業機械による省力化とコストカットは、導入可能な圃場の競争力を強化する反面、導入が難しい山間部などの不利地の競争力を相対的に低下させ、結局は中山間地が耕地の4割を占める日本全体の農業生産力を低下させてしまいます。また、有用なスマート農業機械が広く普及したとしても、省力化にはできるかもしれませんが、結局は農産物の価格低下につながります。

Q14

政府はなぜ備蓄米をふやせないのか。

A14

1995年に食糧管理法を廃止し、食糧法を制定した際に、それまで200万tほどあった備蓄を減らし、「10年に一度の大凶作や、通常程度の不作が2年連続した事態にも国産米で対処しうる水準」として、100万トン程度が適正備蓄水準として設定しました。その動機は、備蓄米の保管費用と販売した際の差損を削減して予算を縮小したいという点にあります。100万tは、日本国民の消費量の2か月分にも足りない数量であり、とても十分とは言えません。A1、A7を参照してみてください。



近年の備蓄米の数量 単位万ト、農林水産省「米をめぐる状況」より

Q15

- ・自民党農政の何を変えるべきか。
- ・米の価格を市場任せにしないとはどういうことか。
- ・食管制度の復活は難しいのか。食管の赤字が問題となったが、赤字になるのは当たり前だと思うがどうか。
- ・補助を拡大すると国の財政がもたないのではないか。

A15

米政策に関して言うと、日本共産党は自民党農政の以下の三つの点が問題だと考えています。

1つは、米の消費が毎年減ることを前提に生産計画をギリギリに抑え、農家に米減らしを迫ってきたことです。

2つは、米農家への支援策を切り捨て、米生産の基盤を弱体化させ続けてきたことです。特に所得補償（10戸当たり1万5000円）を2014年に半減し、2018年には全廃し、全国の米農家から年間1500億以上近い所得を奪いました。一方、この30年、米の価格や流通に政府が関与しないという「市場まかせ」政策によって、大手流通資本による買いたたき、安売り競争を横行させ、生産者米価を長期にわたって低下させました。

3つは、国内の農家には減反・減産を押しつけながら、ミニマムアクセス米は減らさず、この20数年来、国内需要の1割に及ぶ77万トンを輸入しつづけていることです。

日本共産党の米に関する政策は、A7で回答したとおり、生産者には需要の見通しギリギリに生産調整するのではなく、余裕をもって生産してもらうこと、そのうえで備蓄米を大きく増やし、政府買い上げと放出によって一定程度価格をコントロールすること、それでもコントロールしきれず価格が低下した場合は、政府が不足分を補填することを考えています（価格保障）。

さらに、農産物の生産や販売量とかかわりなく、耕作面積や家畜単位など一定の基準で農家の所得を補償することで、農業の多面的な機能の発揮、条件不利地での営農を補償する政策を採用します。現行の中山間地域等直接支払いや環境支払いなどはこれにあたりますが、不十分であり大きく充実させる必要があります（所得補償）。

これらはEUで採用されている政策と大筋で似ています。

いっぽう、米国は小麦や米、大豆、トウモロコシなどの穀類に関して最低限、生産費を補償する制度を設けています。例えば、米国の米でいうと、生産者が政府機関にコメを質入れして融資単価（ローンレート）で借り入れ、販売価格が下がれば、その販売価格分だけを返済すればいいという仕組みがとられています。融資単価と販売価格との差額の借金は帳消しになるので、政府によって最低価格が保障されるということになります。そのうえで、ローンレートが生産費を下回れば不足払いが行われ、さらに上乗せで任意加入の収入保険制度が設けられているという3段階の構造となっています。いずれにせよ再生産が可能な水準の所得を補償する政策です。

主要作物についてこれらの政策を採用するのに必要な予算は、およそ1兆円ほどだと試算しています。その財源は前述のように大企業・証券取引優遇税制の廃止、累進性の強化などで十分対応可能です。

そもそも、国の農林水産予算は1990年には3兆5800億円だったのですが、いまや2兆2700億円に縮減されています。いっぽう、2兆円あまりだった防衛費はいまや8兆円となり、これがさらに11兆円に増額されることが予定されています。つまり、財源の問題ではなく、政策や予算を立てるうえで「何を大事にするのか」という問題だと思えます。

Q16

共産党はもっとテレビに出てほしい。

A16

もっと出られるよう、頑張ります。

なお、紙議員は5月19日のNHK日曜討論に出演し、米問題について各党と議論いたしました。

https://www.jcp.or.jp/akahata/aik25/2025-05-19/2025051902_01_0.html

Q17

- ・JAは農民の味方か。それとも自民党支持の組織なのか。
- ・JAの対応と共産党の見解は。

A17

メディアなどでは「JAが農家から買い取る」「JAはもっと農家の味方になれ」などと奇妙な議論をしていますが、JAは「農業協同組合」の名の通り、農家が作る協同組合であり、JAとは農家のことにほかなりません。JAをどう運営するかは農家が自主的に決めることであり、政府がとやかくいうべきことではありません。小泉農相はJAに「農機具を安く農家に供給しろ」と言いますが、それはべらぼうに高額な農機具を売りつけるクボタやヤンマーに言うべきです。

自民党が農政連を通じてJAを支持基盤にしてきたことは事実ですが、それも農家が自主的に決めることであり、農家の皆さんでそれぞれ話し合ってもらうことです。もちろん、日本共産党としては、日本共産党を支持していただきたいと考えています。

Q18

新米が出てくると価格が下がると思うか。

A18

A3で述べた通り、小泉農相は米市場を「じゃぶじゃぶにする」と言っています。実際、6月末の民間在庫は適正在庫量をはるかにオーバーしていますし、秋の生産量も、飼料用米から主食用米への作付転換が進んで大幅に伸びる予想となっています。

ただし、米関連の業者は高値で仕入れた銘柄米や入札米の在庫を抱えており、おいそれと仕入れ値より安い価格を付けられません。できるだけ高値で売ろうとすることにはなりますが、原価近くで売ろうとしても中々買ってくれない状況に次第になっていくと思われます。中には「今後は絶対にさがるので、早く損切りしよう」と考えて原価割れで売り急ぐ業者も出てくるでしょうから、出来秋が不作にでもならないかぎり、現状では下がっていくものと思います。ただ、それがいつになるのかは中々見通せません。

Q19

お米を売る時のインボイスや、農機具を買うときの税金は何とかならないのか。

A19

物価高騰はあらゆる商品、公共料金やサービスに及んでいます。消費税を5%に減税すれば、平均的な勤労者世帯で年間12万円の減税になります。所得税・住民税の非課税の方も、子どもからお年寄りまで、だれでも減税になります。食料品を非課税にした場合(6万円弱)に比べても2倍の減税です。税率を一律5%にすれば、農家を苦しめているインボイス制度の口実もなくなり、この制度はきっぱり廃止します。日本共産党は、緊急に5%に減税し、さらに廃止をめざしています。

消費税減税の財源をどうするか。日本共産党は、大企業・富裕層への減税・優遇をただすことを柱に、恒常的な財源を提案しています。

自民党政治は、消費税増税と同時に法人税減税を繰り返してきました。安倍政権以降、大企業の税引き前利益は2.6倍に増えましたが、法人税などの納税額は1.6倍にとどまっています。大企業への減税と優遇の結果です。大企業には十分すぎる税負担の能力があります。大企業への減税は年11兆円を超えています。賃上げにも、設備投資にも回らず、株

主への配当や内部留保を増やしただけでした。石破首相も、法人税の減税は「効果がなかった」「反省する」と国会で答弁しています。大企業への減税のバラマキをやめて、暮らしにいちばん効果がある消費税減税の財源にするのは当然です。

23・2%まで下げられた法人税率を28%に戻します（中小企業を除く）。外国子会社からの配当を実質非課税とする制度や、グループ企業の損益を通算して税を減らせるグループ通算制度、研究開発減税などの大企業優遇税制を廃止・縮減します。

富裕層への減税と優遇も改めます。所得が1億円程度を超えると逆に税負担率が下がってしまう「1億円の壁」は残されたままです。23年には、所得100億円超の超富裕層が過去最多の43人に達し、その平均所得は359億円、所得税はその16・2%しか納めていません。株取引による所得の税率が15%（住民税合わせて20%）と、低く抑えられているからです。こうした大株主優遇税制をあらためるとともに、所得税・住民税合わせた最高税率を現行の55%から65%に戻します。相続税の最高税率も55%から70%に戻します。

こうした大企業や富裕層に応分の負担を求める税制改革をすすめれば、消費税減税によって国や地方自治体の物件費にかかる消費税負担の減少分も含めて、消費税率を5%に引き下げるために必要な財源15兆円は、確保できます。

Q20

グリホサート・ラウンドアップとペレット肥料の問題について国会の内外でどう取り組んでいるか。

A20

この問題については、田村貴昭衆院議員が中心となって取り組んできました。田村議員は、市民運動団体や研究者などと協力して、危険な添加剤も含め、厳格に規制するよう迫ってきました。

製造企業は「残留農薬基準内だから安全」としていますが、そうとは言い切れない研究結果が世界中から続々と発表されており、規制・禁止に踏み切る国・州が続出しています。ところが、日本では2017年に残留基準値を6倍に引き上げ、国内出荷量はどんどん増加しています。田村議員は、特にラウンドアップの添加剤の一つ、界面活性剤のPOEA(ポリオキシエチレンアミン)を問題視する質問しました。

グリホサート単独の1000倍の毒性があるとした研究も示し、現在行われているグリホサートの再評価で、POEA単独での毒性検査も行うべきと求めました。さらにすぐにできないなら安全係数を引き上げるべきと主張しました。(無毒性量÷安全係数=1日摂取許容量)

政府は「専門家に回る」と答弁しましたが、その後、農林水産省で行われた再評価の基礎資料が、製造企業のお手盛りで選択されていたことが判明しており、この問題についても取り上げました。

発がん性、環境ホルモン作用、出生異常、脂肪肝、自閉症スペクトラム障害誘発、腸内細菌叢組成の異常、精子ミトコンドリア異常、内分泌かく乱など、警鐘を鳴らす研究がこれほ

ど続々と発表される状況では、既存の毒性評価だけは不十分です。いま政府が採用していない「予防原則」に則り、せめて子どもたちの食べる学校給食からはグリホサートを排除してほしいと要望しています。特に学校給食のパンは残留農薬の多い 2-3 等級の小麦が多いとされており、少なくとも調査してほしいと求めています。

ペレット肥料を含むマイクロプラスチックの環境汚染問題については、田村議員や山下芳生参院議員を中心に国会で取り上げてきました。日本は有数のプラスチック生産・消費国で、海などに大量にプラごみを放出している国として、政策を転換し、全人類的課題であるプラごみ問題解決に積極的に責任を果たすべきだと主張しています。

田村議員は海岸漂着物処理推進法の改正に際し、マイクロプラスチック海洋汚染の原因となっている被覆殻肥料や歯磨き粉、柔軟剤などの製造・流通の規制にまで踏み込むべきと強く主張。山下議員はマイクロプラスチックの最大の排出源となっているペットボトルの製造・販売企業の排出責任、デポジット制、自動回収機器の普及などを求めました。

Q21

米の市場開放を求める声もあるが、自給率を下げることにどんな問題があるのか。

A21

2000年12月、農林水産省はWTO農業交渉にあたって、「WTO農業交渉日本提案」という文書を発表しました。その中で、日本政府は交渉各国に対して、以下のような要請をしています。

「農業は、各国の社会の基盤となり、社会にとって様々な有益な機能を提供するものであり、各国にとって自然的条件、歴史的背景等が異なる中で、多様性と共存が確保され続けなければならない。このためには、生産条件の相違を克服することの必要性を互いに認め合うことこそ重要である。」

「21世紀は、様々な国や地域における多様な農業が共存できる時代であるべきである。そのためには、各国が自然的条件や歴史的背景の違いを踏まえた多様な農業の存在を認め合い、その持続的な生産活動を通じて農業の多面的機能が十分に発揮できるようにしていくとともに、人類の生存にとって不可欠である食料の安定供給を確保していくことが基本となる。そのため、これらの課題を世界的な農政上の課題として認識した上で交渉を行っていくことが必要である。」

日本政府はかつてこのような姿勢で交渉に臨んでいたわけですが、結論としては、自動車などの輸出関税の低減と引き換えに、次々と農産物の輸入自由化に突き進んでいきました。

米は日本の主食であり、ただひとつ、自国内で自給できる農作物として残った品目です。何としてもこれを守る必要があると思います。

参考：

3/4年	138	118	214	330	351	349	326	299	270	238	204	172
対前年差	+19	+17	+24	+6	+6	+7	+5	+6	+6	+7	+5	▲1
3年産米	0	11	129	253	285	293	278	258	236	208	179	149
1年古米(2年産)	129	99	77	68	57	47	39	33	28	23	19	17
4/5年	142	122	199	313	330	328	306	280	251	219	186	153
対前年差	+4	+4	▲15	▲18	▲21	▲21	▲20	▲19	▲20	▲18	▲19	▲18
4年産米	1	12	112	236	263	273	259	240	217	191	163	134
1年古米(3年産)	124	94	71	59	49	40	33	26	21	17	14	11
5/6年	123	104	199	289	303	298	274	244	214	180	145	115
対前年差	▲20	▲18	±0	▲23	▲26	▲31	▲32	▲36	▲37	▲39	▲40	▲38
5年産米	1	14	131	232	254	260	245	221	195	165	133	105
1年古米(4年産)	106	78	56	46	36	27	21	15	13	10	7	5
6/7年	82	65	149	244	259	253	230	205	180	168		
対前年差	▲40	▲39	▲50	▲45	▲44	▲45	▲45	▲39	▲35	▲12		
6年産米	1	13	112	214	234	235	216	193	170	155		
1年古米(5年産)	74	47	31	23	18	11	7	5	4	9		

資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

↑月ごとの民間在庫量の推移。左端が7月、右端が翌6月。▲は前年比マイナス。R3年6月から、ほぼ一貫して前年割れしていることがわかる。

↓そうなる原因は、生産量の不足にある。

需要量に対する生産量の不足			
2024年7月～2025年6月の需要量	700?	2024年産米の生産量	679
2023年7月～2024年6月の需要量	705	2023年産米の生産量	661
2022年7月～2023年6月の需要量	691	2022年産米の生産量	670
2021年7月～2022年6月の需要量	702	2021年産米の生産量	700

単位：万ト